

## 1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

### 傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示した。1名の傍聴人がおり、入室を促した。

## 2 署名委員の選任

議 長 署名委員に山岸進農業委員、千葉ふみ子農業委員を選任した。

## 3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に田中農業委員会事務局長、書記に大畑次長、関根副主幹、加藤主任を任命した。

## 4 議 事

### 議案第25号

### 農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第25号農地法第5条の許可申請について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は大石地区、権利は使用貸借権。所在は大字小泉字中井の2筆。地目は登記、現況ともに畑である。形態は転用、用途は住宅敷地、施設は自己用住宅。住宅建築が伴うため開発許可が必要。なお、農地区分は2種農地。

議 長 この件につきまして、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 大石地区の小川好次委員より報告があった。8月24日土曜日、大石地区の藤波委員と、山岸委員、橋本委員、矢部委員の5名で現地調査を行った。現地調査を行った結果、耕作状況も良く、申請人とも会うことができ、引き続き残った場所で野菜を栽培すると話しており、杭も埋設されており問題ないと判断した。

議長 本件について意見を求める。

新木農業委員 接道する道路について県道として認定されているのか。申請面積は分筆されたものだが、元ほどのくらいあったのか。農地に給水管が入っているが上水なのか。

事務局 一つ目の道路については県道である。元の面積について申請図面を基に範囲を説明する。手持ちの資料では必要があれば、確認することは可能です。給水管については上水かどうかわからないので後日確認させていただきます。

新木農業委員 県道とのことだが、排水関係について、県道に接続できないと思う。県に確認するように。

議長 他に意見があるか確認する。

藤波農業委員 セットバックしてあるのか。あの道は狭いから。

事務局 2項道路なので必要です。

議長 給水管については確認した方が良く、市水を農地に引き込んでいるのはどうなのかということ。改めて確認のうえ報告をお願いします。

本件について他に意見を求めたが、意見がないので、議案25号について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。

#### 議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議長 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、事務局より説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1番、地区は平方地区、権利は所有権。所在は大字上野字石井戸の1筆。地目は登記現況とも畑。形態は転用、用途は太陽光発電設備、施設は太陽光パネル。建物の

新木農業委員 建築は無いため、開発許可は不要。農地区分は第2種農地。こちらの計画変更は、令和5年11月15日付けで許可を受けた工事計画を変更するもので、当初計画のパネル枚数を180枚から資材高騰により160枚に変更するものである。

議長 この件につきましても、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 平方地区の新木英男委員より報告があった。24日土曜日午前9時より、今川会長、国嶋委員の3名で現地確認を行った。現地は膝丈ほど草が生えており、2か月に一度草刈りを実施している。24日までに草刈りをお願いしたが、業者の手配が間に合わない状態。変更については、パネル枚数が減るだけである。

議長 この件について申請人がきていることから入室を促した。  
<申請人入室>

申請人 自己紹介を行った。  
計画の変更内容について詳細を説明する。

議長 この件について意見を求めた。

新木農業委員 添付資料の土地利用計画図にて北側の住宅地側で駐車場とか作業場が確保されているが、また、東側の一部でフェンスが設置していないが隣接する農地の耕作者から要望があったのか。

申請人 そういった要望は無い。本来は発電所周りにフェンスを設置しなくては行けないが、フェンスを設置すると隣接の農地への出入りに支障をきたすと考え設置しなかった。ただ、太陽光パネルは周囲をフェンスで囲います。

新木農業委員 パネル間の距離は基準にあっているのか。

申請人 基準通りの距離を確保している。今回パネルの枚数が減ったことによって、そのパネル間同士の、隔離、隙間がより開いております。これに伴って、除草やそういったメンテナンス作業もよりしや

すく、変更の方させていただいております。

新木農業委員

太陽光パネルからの発電は直流じゃないですか。これを送電する前にパワーコンデンサーで交流にするわけだと思うが、発電した電気を100%送電できないよね。

申請人

10キロワット位はカットされます。

藤波農業委員

資材高騰の折で、180枚から160枚に、パネルの枚数を減って減らしたということですけど、その印象で160枚にしたら、間隔を広げて作業効率も良くなったし、パネル下の耕作面積も増えた。

申請人

はい。

藤波農業委員

150枚にしてもいいと言うことはあるのか。

申請人

詳しいことは専門部署になりますが、160枚が限度となっております。

新木農業委員

許可が降りたらいつ頃着工するのか。

申請人

特に問題なければ9月頃に材料を発注して、早ければ11月頃着工したいなとは思っております。

新木農業委員

あの草の状態がしばらく続くと住宅の方で目立つのではないか。

申請人

今日午前中、現場の方を確認したけれども、膝丈ぐらいまで雑草が伸びておりまして、弊社としても定期的な管理っていうのは行っておりまして、直近だと、今年に入って5月と、あと7月、7月の頭にも草刈りの方を行っております。今生えている草の方も9月に入ったら草刈りをする予定となっております。管理の方はちゃんと徹底しております。

新木農業委員

周りの住民に迷惑がかからないように対応をお願いした。

議長

他に意見を求めたが意見がないので、申請人の退室を促した。

<申請人退出>

議長

本件について他に意見を求めたが、意見がないので、議案26号採決を行ったところ、全員賛成

で計画の変更を賛成する事を宣した。

**議案第 27号**

**相続税の納税猶予に係る適格者証明願について**

議 長  
事 務 局

相続税の納税猶予に係る適格者証明願について、事務局より説明を求めた。

議案書を朗読した。申請番号 1、地区は大石地区、所在は大字領家字石神の 1 筆。地目は登記現況とも畑。納税猶予区分は相続税。相続発生日は記載の通り。続柄は親子。

続きまして申請番号 2、地区は上平地区、所在は須ヶ谷一丁目 1 筆、大字平塚字氷川 3 筆、大字平塚字中通 6 筆、大字平塚字小砂 4 筆、大字平塚字柵 5 筆の計 19 筆。地目は登記上、田 1 筆、畑 16 筆、山林 2 筆、現況は田 1 筆、畑 18 筆。納税猶予区分は相続税。相続発生日は記載の通り。続柄は親子。

続きまして申請番号 3、地区は大谷地区、所在は大字大谷本郷字前原 5 筆、大字大谷本郷字南久保 2 筆。登記現況とも畑。納税区分は相続税。相続発生日は記載の通り。続柄は親子。

議 長

この件についても現地調査が行われているかと思しますので、各委員さんからの説明をお願いします。

(担 当 委 員)

申請番号 1。大石地区の橋本光委員より報告があった。24日土曜日、藤波委員、山岸委員、小川委員、矢部委員の 5 名で現地確認を行った。現地は適切に管理されており問題ないと判断した。

続きまして申請番号 2。上平地区の内田栄作委員より報告があった。8月20日、市村委員、大塚委員、平野委員の 4 名で現地確認を行った。現地は適正管理されていると結論づけた。

続きまして申請番号 3。大谷地区の新井幸夫委員より報告があった。24日土曜日午前 10 時から、安藤委員、千葉委員、藤倉委員の 4 名で現地確認を行った。一部草が伸びていたが、カボチャが焼けないようにしてあるのか、全体的に適正管理されていた。

議 長

本件について他に意見を求めたが、意見がないので、議案 27号採決を行ったところ、全員賛成で証明書発行について賛成する事を宣した。

議案第 28 号

議 長  
事 務 局

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、事務局より説明を求めた。

議案書を朗読する。申請番号 1。地区は原市地区。所在は大字瓦葺字稻荷八ツ山の 5 筆。地目は登記現況とも畑。事由は事由発生者の死亡。続柄は親子。従事日数は 200 日と 150 日であり条件を満たしている。申請地はどれも十分に草刈り等の保全管理をされており、事務局としては特段の問題はないものと判断しております。

申請番号 2。地区は大石地区。所在は大字領家字石神の 1 筆。地目は登記現況とも畑。事由は事由発生者の死亡。続柄は親子。従事日数の観点から、事由発生者の方は 7 割以上の従事日数という条件は満たしておりませんが、事由発生者の方が固定資産税の支払いを行っていたことを、本人名義の預金通帳の支払い記録に行って、確認をしております。申請地は所々雑草が生えておりますが、全体的には保全管理をされており、事務局としましても、特段の問題はないものと判断しております。

申請番号 3。地区は大谷地区。所在は大字大谷本郷字前原 1 筆。大字大谷本郷字南久保 3 筆。地目は登記現況とも畑。事由は事由発生者の死亡。続柄は親子。従事日数の観点から事由発生者は世帯の中で最も従事日数が多い方の 7 割を超える日数の従事をしておりますので、条件を満たしているものと考えられます。こちらの申請地も所々雑草が生えている土地もありますけれども、全体的には保全管理をされており、事務局としましても特段問題はないものと判断しております。

議 長

本件について意見を求めたが、意見がないので、議案 28 号採決を行ったところ、全員賛成で証明書発行について賛成する事を宣した。

5 報告第5号専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時24分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和6年8月26日

議 長

署名委員

署名委員